

南京日本語補習授業校管理規則

南京日本商工クラブ
2005年9月10日制定

第1章 総則

- 第1条 (目的)
本規則（以下 管理規則）は、南京日本語補習授業校規則（以下 補習校規則）第8条により就学に関する事項を定め、補習校規則第3条の目的を達成することを目的とする。
- 第2条 (学年及び学期)
1. 南京日本語補習授業校（以下 補習校）の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる期間とする。
2. 学年を次の3学期に分ける。
 (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
 (2) 第2学期 8月31日から12月31日まで
 (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 第3条 (登校日及び休校日)
1. 登校日は、毎週土曜日とする。
2. 次の期間に入る土曜日は休校日とする。
 (1) 夏期休校日 7月21日から8月31日まで
 (2) 冬期休校日 12月23日から1月7日まで
 (3) その他の休校日
 ア 建国記念日 2月11日
 イ ゴールデンウィーク 5月1日から5月5日まで
 ウ 学校設立記念日 9月10日
 エ 国慶節
 オ 春節
3. 校長は、前項に定めた休校日を変更する必要があると認めた場合には事前に南京日本語補習授業校運営委員会（以下 運営委員会）の承認を得て、該当休校日を変更することができる。

- 第4条 (臨時休校)
1. 校長は、不測の事態発生またはその恐れがある場合には、補習校を臨時に休校することができる。
 2. 校長は前項により補習校を臨時休校したときには、速やかに次のことを運営委員会に報告しなければならない。
 - (1) 休校理由とその概要
 - (2) 休校とする期間

第2章 入学、編入学、転退学、休学、出席停止

- 第5条 (入学、編入学)
- 補習校に入学、編入学（以下 入学）を希望する者は、添付様式により入学届けを校長に提出し入学許可を受けなければならない。この場合の手続きは入学を希望する者の保護者が行わなければならない。

- 第6条 (転退学)
- 転退学を希望する者は、または日本に本帰国、又はその他中国国外転出する者は、添付様式により校長に申し出なければならない。
- この場合の手続きは転退学を希望するものの保護者が行わなければならない。

- 第7条 (休学)
- 保護者は、児童の傷病その他の理由で2ヶ月以上休ませる場合には、添付書式により休学の届けを行わなければならない。
- 但し、半年以上に亘り休ませる場合は、休学ではなく退学扱いとする。**

- 第8条 (出席停止)
- 校長は伝染病またはその恐れがある児童の保護者に対し、該当児童の登校停止を要請し、児童の出席を停止することができる。

第3章 教育課程

- 第9条 (教育課程の編成)
1. 補習校の教育課程の編成は、補習校の教育方針をふまえて校長が編成し別途定める。
 2. 校長は各年度における教育課程の編成、計画、実施などの状況を遅滞なく運営委員会に報告しなければならない。

- 第10条 (学級編成)
1. 学級編成は校長が行う。
 2. 校長は編成した学級編成を遅滞なく運営委員会に報告しなければならない。

- 第11条 (学校行事)
- 校長は各種の学校行事などを実施する場合は、事前に運営委員会に報告しなければならない。

- 第12条 (各学年の課程の修了及び卒業の認定)
1. 校長は各学年の課程の修了または卒業にあたって、勤惰状況及び取り組み態度等から判断し、認定の可否を決定する。
 2. 1項の判断基準は、補習校の教育方針をふまえて校長が定める。

- 第13条 (修業証書及び卒業証書の授与)
- 別途に定める。

第4章 校務分掌

- 第14条 (校務分掌)
- 校長は、調和する補習校運営を図るため、校務分掌組織及びその分掌を定め、毎年4月末までに運営委員会に報告しなければならない。

第5章 賞罰

- 第15条 (賞罰)
- 別途に定める。

第6章 改正

- 第16条 (改正)
- この規則の改正は、運営委員会の承認を得なければならない。

付則 この規則は、2005年9月10日から施行する。

